



「我がまち観光自慢合戦」で八幡をPRする市職員ら(3月4日、J.R京都駅ビル)

住むによし 訪れるによし

今、観光によるまちづくりが人々の関心を集めています。観光は、経済効果が大きく、まちを活気づけるのに役立つとされるためです。また雇用や生きがいを生むなど、幅広い波及効果も期待できます。これから日本は人口が減る時

代を迎えます。まちの活力の低下が心配されるほか、なにより、まちを愛する人が減る「心の過疎」が心配です。私たちは今、活気ある八幡のまちをどうつくっていくのか、真剣に考えなくてはならない時期にきています。

自然・歴史・都市機能が調和するまち

八幡の



今年のやわた観光写真コンクール最優秀賞作品お花見(宇治市・中野博司さん撮影)



南京玉すだれに挑戦するアメリカ人でメリッサ・ラーキンさん(左)。ラーキンさんは「観光でもっと日本文化を体験したい」と話しています。

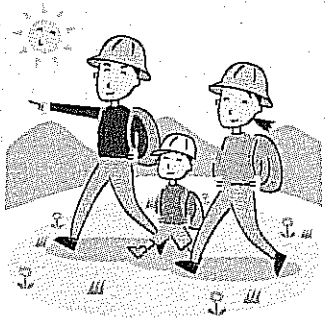
魅力アピールしよう

豊富な観光資源

私たちのまち八幡市は、自然や歴史に恵まれ、その潜在力の高さが評価されています。

石清水八幡宮、松花堂、流れ橋などは全国的に知られ、発明王エジソンが八幡の竹で白熱電球の実用化に成功するなど、話題も豊富です。

しかし、私たちは、それを当たり前と感じてはいないでしょうか。市観光協会会長の井口博久さんは「外に向かうばかりが観光ではない。市内の神社や寺院、八幡の歴史にもっと目を向けてほしい」と話して、市民の



八幡への関心の低さを心配しています。

市外から高評価

一方で、市外からは八幡への関心が高まっています。

3月18日、乙訓・八幡歴史ウォークに参加し、四季彩館でゴールした約200人は「流れ橋が素晴らしい」「と感想を述べていました。大阪府島本町の家村富美子さんは「驚き」「羨望」を、茨木市の真木孝子さんは「コンクリートの橋や護岸ばかりの中で木の橋はほっとする」と述べ、また来たいと話していました。

またこの日、ゴールの四季彩館では市観光協会などが「やわた観光フェスタ」を開催。八幡の自然、歴史の講演会や観光写真展のほか、コンサートなどを行い、八幡の魅力をアピールしました。

なかでも、八幡銘菓を販売していた市商工会の石川正和さんは、来場者に菓子の試食をすすめて、感想を聞いていました。来場者から「名前が知っていたが食べるのは初めて。美味しいですね」と聞いて、石川さんは「特産品でまちおこしができる」と手ごたえを感じている様子でした。

私たちのまち八幡市は、市民が住みやすい生活都市を自

今月の主な内容

平成18年度予算案の概要
学校再編整備計画が決定
特集 京都府知事選挙
介護保険制度が変わります
牟礼市長が施政方針演説

8 ~ 9 面	4 ~ 5 面	3 面	2 面
------------------	------------------	--------	--------

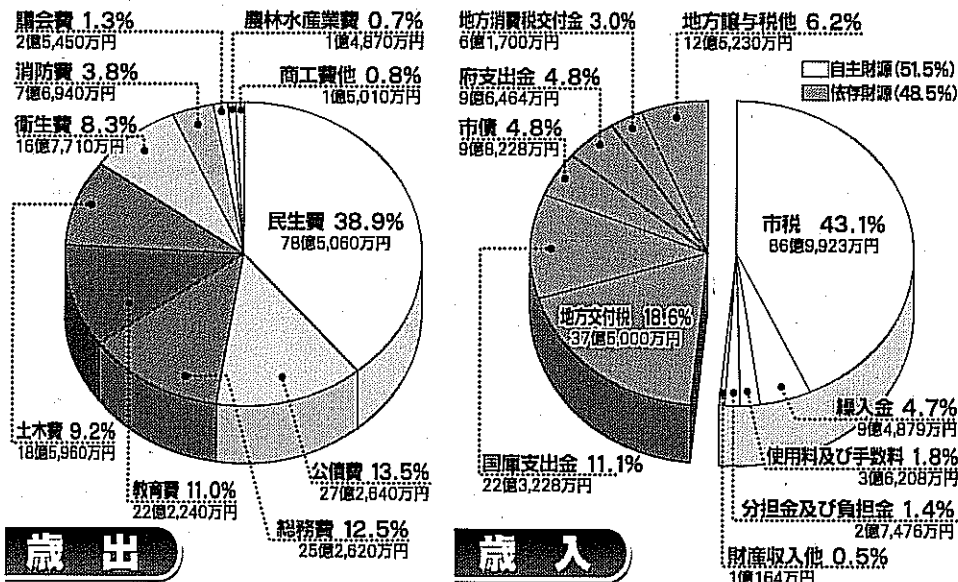
求人情報閲覧コーナー市内3カ所に設置

市は、ハローワーク(公共職業安定所)と連携して、求人情報が閲覧できるコーナーを市役所と、南ヶ丘と都の両隣保館に設けています。就職セミナーなどの情報も届き次第、コーナーに置きます。ご利用ください。

みなさんはどう思いますか。ご意見を寄せてください。お問い合わせ 商工観光課

観光客200万人
200万人。これは1年間に八幡を訪れる観光客の人数です。観光資源に恵まれ、市外からも多くの注目を集める私たちのまち、八幡市。もっと八幡市民であることに誇りを持ち、自信を持って八幡のまちの魅力をPRしましょう。

一般会計201億8500万円



個性と魅力にあふれたまちづくり

0.9%減の緊縮型

平成18年度八幡市議会第一回定例会が2月23日から開かれ、平成18年度の一般会計及び特別会計6会計と水道事業会計の当初予算案をはじめ、平成17年度の補正予算案、条例案などを提出しました。(施政方針の要旨を8・9面に掲載)

第一回定例会で提案したのは、平成18年度の当初予算案は、平成17年度の補正予算案8件、平成17年度の補正予算案6件、条例の制定や改正案18件、その他3件計35議案と報告2件です。

平成18年度の当初予算額は、一般会計が201億8500万円、前年度当初予算額と比べ0.9%減、特別会計と水道事業会計を含む一般会計では、393億2530万円、2.1%の増となっています。

歳入は、市税収入が固定資産税の増徴や減税の繰越金などが増加し、民生費が前年度比で3.7%増の78億5080万円、また、公債費が同じ3.4%増の27億2840万円、4%増の27億2840万円などです。

歳入は、市税収入が固定資産税の増徴や減税の繰越金などが増加し、民生費が前年度比で3.7%増の78億5080万円、また、公債費が同じ3.4%増の27億2840万円、4%増の27億2840万円などです。

主な事業は、▽市老人の家「八寿園」を介護予防の拠点に改良整備するための設計業務(150万円)▽学校再編整備計画に沿った八幡小学校・八幡第三小学校の校舎耐震診断(3500万円)▽市文化センターの音響設備の改良事業(5000万円)▽消防団の消防車を更新するための消防器具整備(1290万円)▽流れ橋周辺の水辺プラザ関連施設整備の設計委託(280万円)などです。

主な条例案

今回提出した主な条例案は、次のとおりです。

▽八幡市国民保護協議会条例の制定案(武力攻撃事態等における国民保護協議会の設置等を規定)▽八幡市介護保険条例の改正案(介護認定審査会の委員定数及び保険料、保険料率を改定)▽八幡市障害児扶養手当支給条例の廃止案

障害児扶養手当を廃止▽八幡市奨学金貸付条例の廃止案(奨学金貸付制度を廃止)▽八幡市美しいまちづくり条例の制定案(美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨て等の禁止と防止、路上喫煙の抑止、犬の糞の放置の禁止等を規定)▽八幡市公民館条例の改正案(老朽化により使用することが危険となった八幡市民センターを廃止)

福祉有償運送運営協議会を発足

現行の道路運送法は、自家用車の有償運送を原則禁止していますが、平成16年3月の国土交通省のガイドラインにより、市の主導する協議会で必要性が認められれば、NPO法人や社会福祉法人が国の許可を得て、介護が必要で公共交通機関を利用できない方を対象に有償運送が可能となりました。

このほかに、市内の福祉有償運送のあり方や今後の方向、また、許可申請を希望する法人の有償運送について協議するため、「八幡市福祉有償運送運営協議会」を発足しました。協議会は、学識経験者、市民代表、利用者、公共交通機関関係者等の7人で構成。

初会議では、会長に加藤博史さん(龍谷大学短期大学部教授)、副会長に岩成功さん(自治連合会教育福祉部長)を選出。高齢化が進み、移動に制約を受ける方が増加する中、自由な外出を助ける福祉有償運送の必要性や、安全の確保などを協議しました。

協議会では、今後、法人等が許可申請の際に、その適否を協議するだけでなく、許可を受けた法人の活動内容について地域福祉の観点から適切な指導・助言を行う役割を担います。

協議会の委員は、次の皆さんです。(50音順、敬称略、正副会長除く)

▽上原多美子▽坂本全広▽増尾一▽松川隆男▽松本伍男

◆問い合わせ 福祉総務課

身近な省エネ 最終回

市では、地球温暖化を防止し、次代を担う子どもたちに美しい地球を引き継ぐため、平成17年2月に「八幡市地域省エネルギービジョン」を策定し、ビジョンの実現に向けて、1年間にわたり『身近な省エネ』を連載してきました。

一人ひとりの省エネは、小さな取り組みですが、すべての市民の皆さんに取り組みが広がれば、大きな効果を生み出します。

市のホームページに「省エネ・ワンポイントアドバイス」を掲載していますので、参考にいただき、これからも、ちょっとした工夫やアイデアで、効果的な省エネに取り組みましょう。なお、市では、現在、地球温暖化防止に向けた身近な取り組みの事業を計画しています。内容が決まれば、広報紙でお知らせしますので、ぜひ、ご参加いただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ 環境保全課

あなたも今日から省エネ生活を!

移管先法人を選定

くすのき保育園の民営化

市では、平成19年4月から民営化を行う「くすのき保育園」の移管先法人として、市内で山鳩保育園を運営する社会福祉法人若竹福祉会に選定しました。

移管先法人の選定にあたっては平成17年10月、学識経験者や法人経営の識者、社会福祉関係者などで構成する移管先法人選考委員会を設置。委員会は5回開催され、応募法人が1法人であったため、移管先法人としての適格性の審査が行われました。

応募法人から提出された保育運営に関する考え方や各種規程、経理関係などの書類審査、法人経営者等のヒアリング審査、法人経営者の視

火災・救急統計			
消防本部 ☎981-4119			
18年1月～2月累計(2月分のみ)		昨年同期累計	
火災出動	5件 (4件)	3件	
火災以外の出動	31件 (12件)	17件	
救急出動	504件 (237件)	498件	
搬送人員	459件 (216人)	467人	

八幡市の予算を家計にたとえると

本市の予算の現状を市民の皆さんにご理解いただくため、性質は異なるものですが、一般的な家庭に置き換えてみました。市民の皆さんの視点で家計(予算)を点検してください。なお、これは予算を家計に置き換えた場合の一例です。

もし八幡市が月収50万円の家庭だったら

八幡市の家計簿

収入	
給与(市税・地方交付税など)	35万4300円
手当(国庫支出金など)	7万9600円
パート収入(分担金及び負担金・使用料や手数料など)	1万6300円
借入金(市債)	2万4300円
利息など(財産収入・諸収入)	2000円
貯金から(繰入金)	2万3500円
合計	50万円
支出	
食費(人件費)	16万1000円
家族の医療費(扶助費)	10万3400円
光熱費などの生活雑費(物件費・補助費など)	8万7700円
車や家具などの修理代(維持補修費)	4200円
子どもたちへの仕送り(他の会計への繰出金)	5万1600円
住宅、車などのローン返済(公債費)	6万7500円
家のリフォーム費(普通建設事業費)	1万4600円
貯金(積立金・予備費)	1万円
合計	50万円

市では、平成19年4月から民営化を行う「くすのき保育園」の移管先法人として、市内で山鳩保育園を運営する社会福祉法人若竹福祉会に選定しました。

移管先法人の選定にあたっては平成17年10月、学識経験者や法人経営の識者、社会福祉関係者などで構成する移管先法人選考委員会を設置。委員会は5回開催され、応募法人が1法人であったため、移管先法人としての適格性の審査が行われました。

応募法人から提出された保育運営に関する考え方や各種規程、経理関係などの書類審査、法人経営者等のヒアリング審査、法人経営者の視

口座振替の申し込みは、八幡市収納取扱金融機関、郵便局、市役所の窓口で手続きができます。通帳と届出印、納付書を忘れずに持参ください。

税や公共料金の納付は口座振替が便利です

【問い合わせ】☎983-1111 (代) 市税は納税課へ、国保料は国保年金課へ、上下水道料金は水道総務課へ、介護保険料は高齢介護課へ、それぞれお問い合わせください。

学校再編整備計画を決定

3月10日に開催された定例市教育委員会では、平成18年度から平成23年度までの5年間に、市内11小学校を8小学校に統合するなどの八幡市学校再編整備計画が決定されました。

将来構想見据え

八幡市学校再編整備計画は、社会環境が大きく変化する中、八幡市のまちづくりの方向性や行政環境等に照目しながら、中・長期的な

展望に立った学校施設のあり方について、将来の児童生徒数の動向や校舎の耐用年数等を把握した上で策定しました。

学校再編整備の基本的な考え方については、将来構想を八幡第一小学校、八幡第四小

見据えて、八幡市立小中学校を平成18年度から5年間で、次のように8小学校4中学校に再編します。

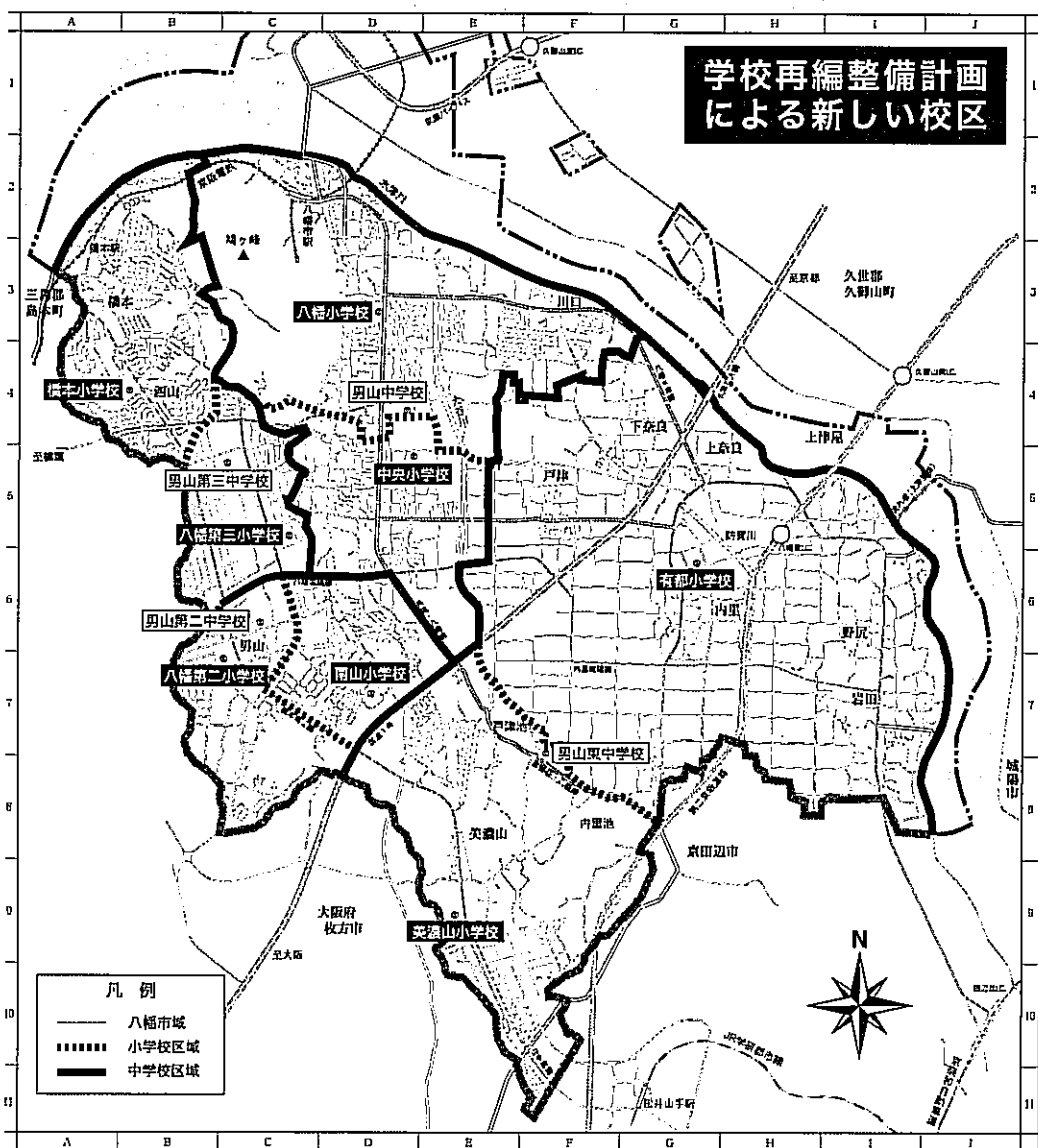
①平成20年度に八幡小学校と八幡東小学校を統合して八幡小学校の校舎を使用する②平成20年度に八幡第三小学校と八幡第五小学校を統合して八幡第三小学校の校舎を使用する③平成22年度に八幡第二小学校、八幡第四小

小学校と南山小学校の3校を2校に再編し、校舎は八幡第二小学校と南山小学校を使用する④平成22年度に南山

小学校の校区のうち国道1号より南側の地域を美濃山小学校の校区に編入する⑤平成22年度に南山中学校の校区のうち国道1号より北側の地域を南山第二中学校の校区に編入する。

◆問い合わせ 学校教育課

平成18年度から5年間で市内小学校8校に



学校再編整備計画による新しい校区

凡例
—— 八幡市域
—— 小学校区域
—— 中学校区域

インターネット活用 教育実践コンクール

市教育委員会は3月10日、第6回インターネット活用教育実践コンクール(文部科学省主催)において、2年連続で同実行委員会賞を受賞しました。

市教育委員会 2年連続の 実行委員会賞

トを有効に活用している優れた実践事例を表彰し、全国に広く紹介することにより、教育の情報化の推進を図ることを目的としています。

市教委は、昨年度より実施しています。デジタル百マス計算、学校教育実践コンクール活用教育実践コンクールを受賞しました。



デジタル計算ソフトで学習する児童ら

広報やわたに広告 掲載しませんか

市では、広告料収入による財源の確保とお店や会社など暮らしに役立つ情報の提供を目的に、市内の事業所や自営業者の皆さんなどから「広報やわた」への有料広告を募集します。

広報やわたの発行概要

- 体裁 タブロイド判12頁(発行月により異なる)
- 発行回 毎月1回(年間12回)原則1日に発行
- 発行部数 29,600部
- 配布 八幡市内全世帯及び事業所、公共施設等

広告の規格等

- 規格 縦4.5cm×横6cm モノクロ
- 料金 10,000円(1回)
- 掲載場所 タブロイド判9段組の下1段

広告の申込み等

- 秘書課備え付け又は市ホームページ(<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>)からダウンロードした申込書に必要事項を記入して、掲載を希望する広告の原稿と一緒に申込んでください。ただし、原則として掲載を希望する月の前月5日までに広告原稿を添えて申込みください。

◆申込み・問い合わせ 秘書課

4月から指定管理者が 公共施設を管理運営

流れ橋交流プラザに民間事業者

地方自治法の改正で、民間活力の導入を目的とした指定管理者制度が設けられたことに伴い、4月1日から市内の体育施設や文化施設、福祉施設などの公の施設を市が指定する管理者が管理・運営を行うこととなります。

4月1日から指定管理者が管理・運営を行うのは9施設(下表参照)で、このうち市立流れ橋交流プラザについては、新たに民間事業者が指定管理者となります。

各施設の利用料については、市の条例で規定しているため、変わりはありませんが、これにより民間事業者等のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費削減を期待しています。

指定管理者制度を導入している施設

施設名	指定管理者	指定期間	担当課
市立福祉会館	社会福祉法人八幡市社会福祉協議会	5年間	福祉総務課
市立八寿園	社会福祉法人八幡市社会福祉協議会	5年間	福祉総務課
八幡市文化センター	財団法人やわた市民文化事業団	5年間	社会教育課
市立松花堂庭園	財団法人やわた市民文化事業団	5年間	社会教育課
市立松花堂美術館	財団法人やわた市民文化事業団	5年間	社会教育課
市立やわた流れ橋交流プラザ	株式会社京阪エンジニアリングサービス	3年間	庶政課
都市公園	財団法人八幡市公園施設事業団	5年間	計画・公園課
市立志水防災広場	財団法人八幡市公園施設事業団	5年間	計画・公園課
八幡市民体育館	財団法人八幡市公園施設事業団	5年間	計画・公園課

◆問い合わせ 契約検査課

コミュニティバスやわた 運行1年 利用者6万人突破!!

昨年2月6日にコミュニティバスやわたが運行を開始し、1年が経過した2月14日に利用者が延べ6万人を突破しました。3月17日現在の乗車総数は6万5774人で、当初666人であった1便当たりの平均乗客数が9.0人に増加しています。

4月の桜の季節を迎え、誰もが気軽に利用できる市民の足として、皆さんのご利用をお願ひします。コミュニティバスの1日乗車券(1枚300円、1日乗り放題)などをコミュニティバス内、市役所管理・交通課、市民体育館、四季彩館や生涯学習センターで販売していますのでご利用ください。

市内39番目の自主 防災組織が結成

3月4日に式部園自治会自主防災会(西保徳会長)が結成されました。

は、平成7年に発生した阪神淡路大震災を教訓に、地域住民の皆さんが自主的な防災活動などを行うために設けられた組織で、平成8年3月から各地域で結成され、今回で39団体となります。

◆問い合わせ 消防本部

4月9日は京都府知事選挙です

投票4月9日(日) 午前7時～午後8時まで
開票 同日 午後8時45分～文化センター小ホール

京都府知事の任期満了(4月15日)に伴い「京都府知事選挙」が3月23日(木)に告示され、4月9日(日)に投票が行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を投じましょう。

八幡市で投票できる方は

- ①日本国民
- ②平成17年12月22日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている方
- ③昭和61年4月10日以前に生まれた方

京都府内から転入者の特例

京都府内から転入された場合、平成17年12月23日以降に住居登録をされた方でも、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合には、その市町村の投票所で投票することが出来ます。この場合、市民課で「居住証明書」(無料)の交付を受けて前住所地の投票所に提出してください。

なお、事前に前住所地の選挙人名簿に登録されていることを確認しておいてください。前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することが出来ますが、時間を要しますので該当される方は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

在宅障害者は郵便投票も可

身体障害者(戦傷病者)または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができるのは八幡市の選挙人名簿に登録されている方で、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、次の要件に該当する方または介護保険の被保険者証に要介護5である者として記載されている方です。

- ①両下肢もしくは体幹の障害の程度や移動機能の障害が1級(特別項症)から、または2級(第2項症)の方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障害の程度が1級(特別項症)から、または3級(第3項症)の方
- ③免疫の障害の程度が1級から3級の方
- ④前掲の①から③の障害のある方で、障害の程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障害と同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】
 ▼郵便投票証明書の交付を受けている場合：選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票

証明書を添えて請求にお越しください。郵送でも代理人でも出来ます。

▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合：早めに身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお、郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、4月5日までです。

市内の転居は投票所に注意

八幡市内の中で住所変更された場合は、届出目によって投票所が変わります。
 【今年3月13日までに届出した場合】

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年3月14日以降に届出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されているので、旧住所地で投票していただくことになります。

みんなで投票、みんなに参加、
 あなたの一票大切に。



投票日にご用のある方 期日前投票のご利用を

市役所1階第1会議室
 3月24日(金)～4月8日(土)

期日前投票は、一般の投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投函する制度です。投票場所は、市役所1階第1会議室(警備員室前)ですので、投票日当日に次の理由等で投票できない方は、ご利用ください。

①当日仕事がある方(職場が投票区の区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される親族の方はこれに該当します)

②当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける方

なお、病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会である不在者投票は今までとおりです。

【期日前投票受付日時】

期日前投票ができる期間は、3月24日(金)から4月8日(土)までで、受付時間は、午前8時30分から午後8時までです。また、土・日曜日と同じ時間で受け付けています。

入場整理券をお持ちください(印鑑は不要です)。

点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な方は、「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない方は、投票所の事務従事者が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出て下さい。

投票には入場整理券を忘れずに

市では、「投票所入場整理券」を有権者の皆さんに郵送し、投票日に投票所へ持参していただき、投票する整理券方式を採用しています。投票日には入場整理券を忘れずに持参してください。

入場整理券が4月5日(水)になっても届かないときは、八幡市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、入場整理券を紛失された場合は、投票日に投票所の係員にお

申し出てください。投票所については「投票所入場整理券」に記載してありますので、あらかじめご確認ください。八幡市内で転居され、今年3月14日以降に市役所に転居の届出をされた場合、旧住所地の投票所で投票していただくことになります。入場整理券の投票所欄に、旧住所地の投票所を記載していただきますので、ご確認ください。

郵便はがき

山 城 局
八 幡 市
料 金 後 納
郵 便

選挙 見 本

選挙人名 様

京都府知事選挙投票所入場券

選挙人名簿番号	性別	受付欄
投票区	投票所	
投票日時 平成18年4月9日(日) 午前7時から午後8時まで		

あなたの投票所はこちらです

第1投票所 	第2投票所 	第3投票所 	第4投票所
第5投票所 	第6投票所 	第7投票所 	第8投票所
第9投票所 	第10投票所 	第11投票所 	第12投票所
第13投票所 	第14投票所 	第15投票所 	第16投票所
第17投票所 	第18投票所 	第19投票所 	第20投票所
第21投票所 	第22投票所 	第23投票所 	第24投票所

選挙管理委員会
委員長 栗村良子

棄権せずに投票を
平成18年4月15日の任期満了に
ともない、京都府知事選挙が執行
されます。
選挙制度は民主主義の根幹であ
り、多くの人が投票に参加するこ
とが大切です。

あなたの一票が 未来を決める

とほども大切なことで、棄権は
国民の権利と義務を放棄すること
になります。
八幡市選挙管理委員会では、20
歳のお誕生日を迎えられる新成人
の皆さまに、お誕生日カードをお送
りし、有権者の仲間入りであるお
知らせをいたしております。
20歳を迎えた新成人の皆さまに
とって初めての選挙です。
すべての有権者の皆さま、京都
の未来を決める貴重な一票を投じ
られますよう願っています。

投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
1	志水公民館	一区(一部)
2	二区公会堂	二区(双栗含む)
3	山柴公民館	三区(一部)
4	橋本公民館	橋本(一部)
5	川口コミュニティセン ター	川口(高原を除く)・八幡 (番賀・小西)
6	南ヶ丘隣保館	六区
7	上区公会堂	上区
8	都々城地区センター	中区
9	都児童センター体育館	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津(一部)
12	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡 (御幸谷の一部)
13	長町南集会所	八幡(長町・樋ノ口)・川口 (高原)
14	八幡第二小学校	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校	男山(美桜・長沢・笹谷・雄 徳・指月)
18	橋本小学校	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園	三区(一部・石清水ビュー ハイツ含む)
20	八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡 (安塚・中ノ山・南山・備 前・長谷の一部・福祿谷の 一部)
21	南センター集会所	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部 ・福祿谷の一部)
23	コミュニティセンタ ー月愛	八幡(月夜田・山田・砂田・ 武蔵芝・久保田・水泊・一 ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセ ンター	欽明台・岩田大谷・内里大 谷

選挙公報を各家庭に お届けします

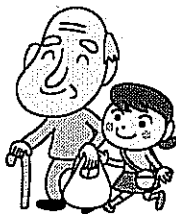
「選挙公報」は、選挙で候補
者を選ぶときの大切な資料とな
るものです。
この選挙公報は投票日の2日
前(4月7日)までに各家庭に
お届けします。
投票日の2日前になっても届
かない場合は、八幡市選挙管理
委員会(市役所2階・203室
・TEL:075-923-0033)へお問い合わせ
ください。

投票所での 受付が便利に

今回の京都府知事選挙から、すべての
投票所でパソコンによる受付を実施
します。
パソコンでの受付は、投票所入場整
理券に記載しているバーコードを読み
込むもので、受付時間が短縮されます。
入場整理券を忘れず、折り曲げずに
ご持参ください。

パソコン受付実施

平成18年4月から 介護保険制度が 変わります



介護保険制度は地域でいきいきと暮らしていくために、社会全体で介護が必要となつた方を支えることを目的に、平成12年4月にスタートしました。介護保険制度は3年に1度の見直しがあり、平成18年度は改正の年にあたります。制度改正で特に利用者に影響のあることについて、お知らせします。なお、介護保険料については広報やわた4月号に折込みのパンフレットをご覧ください。

◆問い合わせ 高齢介護課

1 介護予防重視になります

今までは、「健康な65歳」を目指して老人保健事業や介護予防・地域支援事業を行ってききましたが、4月からは「活動的な65歳」を目指すこととなります。

サービス内容も要介護(要支援)状態の改善など、重度化を防止するための介護予防への取り組みがより重視されることとなります。

新予防給付
(介護予防が中心のサービス)

介護給付
(基本的にこれまでのサービスと同じ)

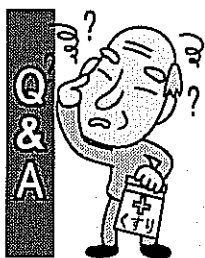


新しい区分

要支援	要支援1	要支援2
要介護1	要介護1	要介護2
要介護2	要介護2	要介護3
要介護3	要介護3	要介護4
要介護4	要介護4	要介護5
要介護5	要介護5	

■特定高齢者施策(介護予防事業)

介護予防事業は、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)が要介護状態とならずに地域で自立した生活を継続するために、個別に必要と判断された事業を実施します。



Q&A

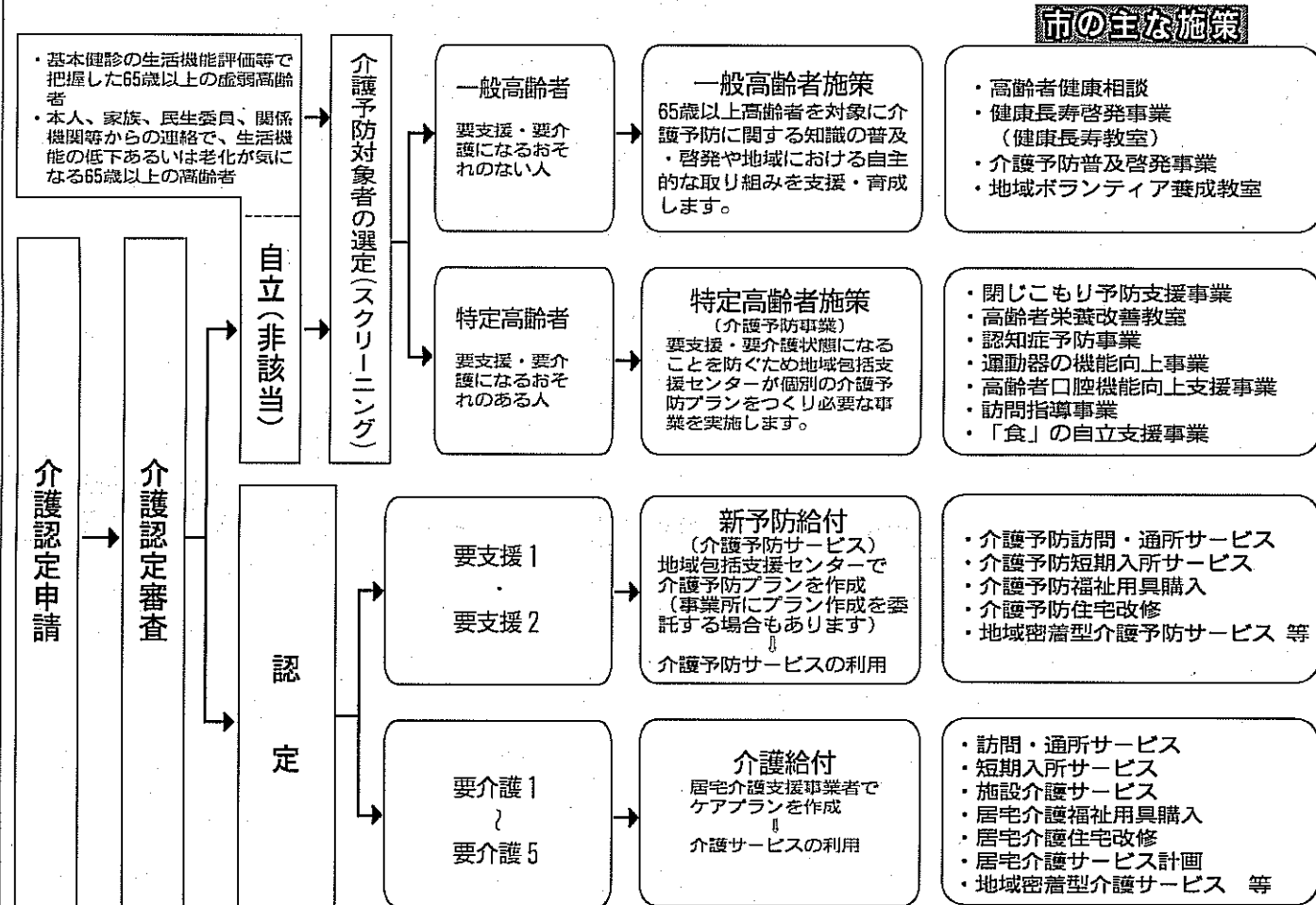
Q 「要支援1」「要支援2」になるとこれまで利用していたデイサービスやホームヘルプサービス等を利用できなくなるのですか。

A ただちに利用ができませんという訳ではありません。認定される方は、介護の度合いが改善する可能性の高い方です。利用者が自ら家事など身の回りのことができるよう支援するサービスを提供します。

Q 新予防給付のプラン作成はどのようにするのですか。また、認定更新もどうなるのですか。

A 現在、要支援・要介護の認定を受けている方が、4月に認定申請をしなければならぬのです。今受けている認定は認定の期間満了日まで有効です。次回、認定更新をしたときから新しい区分で認定されます。

市の主な施策



2 地域包括支援センター設置

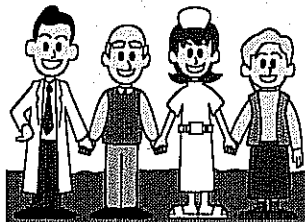
■地域包括支援センターとは
高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう総合的に支援する機関として、4月から市役所高齢介護課内に設置します。

■主な仕事は
①介護予防のケアマネジメント
「要支援」「要介護2」認定された方への新予防給付のプランや特定高齢者(要支援・要介護)になるおそれのある人の個別予防プランを作成します。(※新予防給付プランの一部は事業所へ委託します)

②総合相談と支援 高齢者や家族、市民からの介護や福祉に関する相談への対応や支援を行います。

③権利擁護事業 虐待されている高齢者の早期発見や虐待防止のための仕事、認知症の方を守る成年後見制度の普及を行います。

④ケアマネジャーの支援 多くの問題を抱えた人々と接するケアマネジャーの相談に応じたり、ネットワークをつくらたり、問題の解決に向けて一緒に取り組みます。



3 地域密着型サービス開始

地域密着型サービスとは、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模介護専用型特定施設、小規模介護老人福祉施設の6つをいいます。原則として八幡市民だけが利用できるサービスです。市では、市役所周辺、橋本周辺、男山団地周辺、東部の4つを日常生活圏域として設定しました。地域密着型サービスの整備は、この圏域ごとにサービスの必要量を推計して、計画的に行うこととなります。

地域密着型サービス事業者を公募(事前協議)します

公募期間は5月8日(月)～31日(水)です。平成18～20年度の3年間に、地域密着型サービスの事業者になることを希望する方は、5月8日(月)から事前協議の書類をお渡ししますので市役所高齢介護課へお越しください。

保険料、利用料の軽減・助成制度

制度名	内容
保険料	被災による減免 65歳以上の第1号被保険者または世帯の主たる生計維持者が災害により家財等の財産に著しい損害を受けたときに減免します。
	著しい収入減少による減免 65歳以上の第1号被保険者の世帯の主たる生計維持者が、死亡、障害などにより著しく収入が減少したときに減免します。
	境界層減免 負担段階で決められた負担を適用すると生活保護受給が必要になる方に対する減免です。
利用料	被災による減免 65歳以上の第1号被保険者またはその世帯の主たる生計維持者が災害により家財等の財産に著しい損害を受けたときに減免します。
	著しい収入減少による減免 第1号被保険者の世帯の主たる生計維持者が、死亡、障害などにより著しく収入が減少したときに減免します。
	高額介護(支援)サービス費 利用者負担が、所得に応じて設定されている負担限度額を超えた場合、超えた額をお返しします。
	特定入所介護サービス 市民税非課税世帯に属する方で、介護保険施設に入所している方、ショートステイを利用する方の居住費(滞在費)、食費の負担限度額が設定されています。
	社会福祉法人減免 サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減する制度です。市民税非課税世帯に属する方で、特に生計困難な方が対象です。
	利用料補助制度 市民税非課税世帯に属する方が訪問介護、通所介護などを利用している場合、利用料の一部を助成します。(市独自制度)
旧措置入所者減免	介護保険制度発足前から入所している方の負担が大きくなるように減免する制度です。

1. 納税通知書の様式が変わります

「市民税・府民税」、「固定資産税・都市計画税」、「国民健康保険税」を一冊の納税通知書にまとめて送付する方式（集合課税）から「市民税・府民税」、「固定資産税・都市計画税」などそれぞれの税目等ごとに、納税通知書等を送付する方式（単一課税方式）へ変更します。

改正前後表

税等の種別	改正前	改正後(送付時期)
市民税・府民税	1冊の市税等納付通知書 6月送付	市民税・府民税納税通知書 6月送付
固定資産税・都市計画税		固定資産税・都市計画税納税通知書 5月送付
国民健康保険税(料)		国民健康保険料納付通知書 6月送付
軽自動車税	軽自動車税納税通知書 6月送付	軽自動車税納税通知書 6月送付

2. 支払い時期が変わります

支払い時期（納期）について、「市民税・府民税」や「固定資産税」および「都市計画税」については、6月から翌年の3月までの10期割から、地方税法に準じて、他の多くの市町村で採用されている4期割に変更します。

税等納期一覧表

税等の種別	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市民税・府民税			●		●		●		●		●		
固定資産税・都市計画税		●		●		●		●		●			
軽自動車税			●										
国民健康保険料			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※●は、各々の税、料の納付月です

3. 国民健康保険料が変わります

「国民健康保険税」については、「国民健康保険料」へ変更します。納期については、従来と同様に10期割の納付となります。

4. 送付の時期が変わります

「市民税・府民税」については6月、「固定資産税・都市計画税」については5月、「国民健康保険料」については6月（従来どおり）に送付します。

市税等の支払い

平成18年度から

方法が変わります

平成18年度から、どの税目がいくら課税されているかをわかりやすく、また事務の効率化を図るために、納税通知書の様式と支払い時期を変更します。

◆問い合わせ 市民税課、資産税課、納税課、国保年金課

5. 固定資産税・都市計画税にかかる納税通知書と課税明細書を同封します

平成18年度より「固定資産税・都市計画税」の支払い時期（納期）が変更されることに伴い、別々に送付していた納税通知書と課税明細書を同封して5月中旬に送付します。

6. 市税の前納報奨金制度を廃止します

「市民税・府民税」、「固定資産税・都市計画税」に対して特例措置を講じてきましたが、市の財政状況を踏まえ、前納報奨金制度を平成18年度から廃止することにしました。

7. コンビニで「軽自動車税」の納付が可能になります

納税される方の利便性向上を目指して、6月に送付する「平成18年度軽自動車税納税通知書」から、次のコンビニエンスストアで納付することができるようになります。

エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー九州、スーパー北海道、スリーエフ、セーブオン、生活彩家、セイコーマート（北海道・関東に限定）、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、HOTSPAR（東北・関東・沖縄に限定）、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン（五十音順）

平成18年度の固定資産の評価替えを実施します

縦覧は4月3日から5月31日まで

固定資産税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産を所有している方に課税される地方税です。このうち土地・家屋については3年ごとに評価額を見直すこととなっており、平成18年度が評価替えの年度にあたります。

固定資産課税台帳の縦覧ができます

縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の評価額との比較によって、自らの土地や家屋の評価額が適正かどうかを判断していただく制度です。

○縦覧期間 4月3日（月）～5月31日（水）（土・日・祝日を除く）午前9時～午後4時

○縦覧できる方 八幡市固定資産税の納税者及び同居している家族、納税管理人、相続人、法定代理人（破産管財人、清算人等）、代理人（本人の委任状が必要です）

○縦覧場所 資産税課（市役所1階）

○縦覧に必要なもの 印鑑及び納税通知書（ない場合は運転免許証・健康保険証など本人確認できる書類）。縦覧期間中の手数料は無料です。※固定資産の価格などについて、電話による問い合わせには応じられません。

◆問い合わせ 資産税課

上下水道使用料納入通知書の様式が変わります

上下水道部では、4月20日頃にお届けします平成18年度偶数1期分（2・3月使用分）の上下水道使用料納入通知書が、これまでの封書から「三折り圧着はがき」（下記参照）に変更してお送りします。

お支払い方法は今までと同じく、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・市上下水道部窓口でお支払いいただけます。

口座振替の方には、納入通知書はお送りしていませんので、変更はありません。

◆問い合わせ 水道総務課

みよいまちに 5つの基本施策

市議会第1回定例会で、牟礼市長が18年度施策（施政方針）を述べました。境にやさしいまちづくり」を基本理念に、

方針の全文は市のホームページ（http://yoto.jp/）に掲載しています。ご覧

あ 施 政 方 針 に 関 する 取 組

自治体を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。特に大変厳しい財政状況が続く本市では、さらなる行財政改革に取り組み、社会情勢に左右されない自立したまち、活力があり安全で安心して暮らせるまち、未来に躍進するまちづくりを市民の皆さんと協働で進めていきます。



する牟礼市長（2月23日、市議会本会議場）

まちの活力を創出する 都市整備の推進と産業の振興

事故の発生率が高い、男山団地周辺のあんしん歩行エリアの整備を進めます。
今後のまちづくりの根幹となる第二号神高速道路の全線開通に向けて努力していきます。
市内の道路網整備計画の見直しを行います。
農業施策の転換期にかなう担い手の育成に努めます。
地産地消と食育の推進に努めます。
4月から四季彩館を指定管理者制度に移行します。



あんしん歩行エリアの整備を進めます

府や公共職業安定所と連携して雇用対策に取り組めます。
水道事業の効率的な運営に努めます。

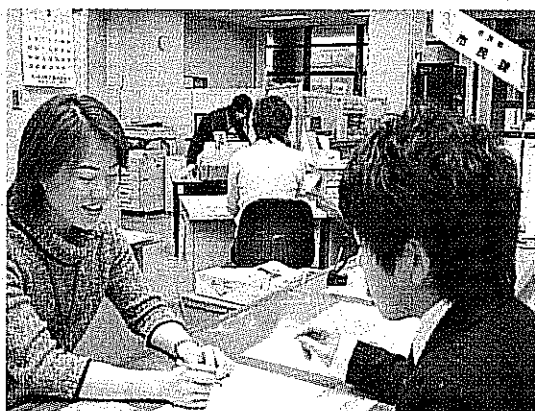


地震や水害などに備えて防災対策を強化します

主な施策事業	東高野街道ぶらりマップ作成(新規・100万円)
	園内野神線道路新設事業(継続・1億1290万円)
	あんしん歩行エリアの整備(継続・500万円)
	八幡市道路網の調査(新規・200万円)
	水辺プラザ関連施設の整備(新規・280万円)

行財政改革を進め 地方分権に対応した市役所の確立

平成19～28年度まで10年間のまちづくりの基本指針となる第4次八幡市総合計画の策定をします。
さらなる行財政改革に取り組みます。成果志



親切丁寧な窓口対応を行います

向、コスト意識、顧客志向の視点で事務事業を精査します。広報やわた等に有料広告の掲載を行い、新たな財源確保を図ります。

これから10年間で約300人の市職員が定年退職します。人材を必要最少限度で計画的に採用します。

軽自動車税をコンビニで納付が出来るようにするほか、差押えや徴収強化を図ります。ITによる行政コストの削減を進めます。

主な施策事業	人事評価システム(継続・112万2千円)
	広報やわた等有料広告掲載(新規)
	事務事業評価システム運用(継続・113万円)
	第4次行財政改革実施計画の策定(新規・65万円)
	第4次総合計画の策定(継続・1500万円)

や昆虫が暮らせる川にしたいです。昔のように水辺で子どもが遊び、大人が憩える川は「世界遺産」だと思いませんか。

私たちだけではできません。しかし多くの人と交流して、身近な暮らしに、喜びや感動を発見できる八幡をつくっていききたいです。

クリーン活動は毎月第3日曜日午前9時から。問い合わせは鷹野さん（☎090・3998・6879）。



放生川のクリーン作戦

市民と協働で まちづくり

住み良いまちづくりに向けて様々な課題を市だけで解決することは困難です。

市民、団体、NPO法人、ボランティアなどの皆さんと市が、それぞれの良い面を活かして協力し合うこと（協働）で、活力ある地域社会や生きがいのある暮らしが期待できます。

市は市民の皆さんと手をつなぎ、住み良いまちの実現を目指します。

NPO法人やわたまちおこしの会・子育ての部 尾形美千代さん 子育て中のお母さんたちを支えたい

子育てに奮闘するお母さんたちの息抜きの場所をつくりたい。

尾形 美千代さん



そんな思いから、集いの場「ここにこトークサロン」を開いています。

子育てはストレスがたまりやすい。そんな時に、おしゃべりできる仲間があると、とても救われます。

サロンでは元保育士のスタッフが子どもの相手をします。その間、お母さんたちにはコーヒーやおやつで情報交換をしてもらいます。

お母さんたちから「ここに来ると楽

しい」と喜んでもらえれば、私たちはとても嬉しいです。

NPOだけでも、行政だけでも、子育て支援は上手くいかないと思います。みんなが協力して、子どもたちを育てる社会にしたいですね。

サロンは、毎月第2火曜日・ふれあいセンター泉で、第4水曜日・美濃山コミュニティセンターで開催。時間はいずれの日も午前10時～11時30分。問い合わせは尾形さん（☎982・0063）。



ここにこトークサロン（3月22日、美濃山コミュニティセンター）

市議会で施政方針演説

市民と共に住

全ての市民が安心して暮らせる 福祉の充実と子育て支援

健康でいきいきと、助け合いの心あふれる福祉のまちづくりに取り組みます。

高齢者福祉では、介護保険法の改正に伴い施策の見直し、再編を行います。新たに始まる地域支援事業で介護予防等に取り組みます。

障害者福祉では、障害者自立支援法の施行と相まって、本市の障害者計画と施策の個別対策を見直します。

児童福祉では、子育て支援センターの出張相談、家庭児童相談室の相談体制の強化などにより、子育て家庭への支援に取り組みます。

国民健康保険は、適用の適正化、公平公正な運営などに努めて改善を図ります。



高齢者の介護予防等に取り組みます

主な施策・事業	地域福祉計画の策定(新規・250万円)
	介護予防拠点施設の整備(新規・150万円)
	障害福祉計画等の策定(新規・300万円)
	公立保育園空調機の整備(充実・1200万円)
	有都保育園整備計画の策定(新規・50万円)

明るい未来を育む 学校教育の充実と生涯学習の推進



子どもの安全対策に取り組みます

より良い教育環境の整備を図ります。平成18～22年度間に学校施設の耐震化と改修を進めます。18年度は八幡小と八幡第三小の耐震補強とトイレなどの改修のための設計を行います。

児童・生徒の安全確保が強く求められています。スクールガードなど、学校と地域とが連携して子どもを見守る活動を進めます。

文化センターおよび松花堂庭園・美術館を4月から指定管理者制度に移行します。

生涯学習では市民の多様なニーズに応じていきます。特に、安全・安心のまちづくり、環境問題、子育てなど現代的課題に対応した事業を実施していきます。

主な施策・事業	
八幡小・八幡第三小の校舎耐震診断等(新規・3500万円)	
第30回全国高等学校総合文化祭の支援(新規・200万円)	
文化センター音響設備の改良事業(継続・5900万円)	

市民との協働による 環境に配慮した安心安全な生活都市

環境問題の解決に向けた取り組みを進めます。「環境にやさしい市役所」の取り組みで、市環境マネジメントシステムの第Ⅱステージに挑戦します。市民対象の「環境ファミリーチャレンジ事業」、事業者対象の「(仮称)八幡市環境マネジメントシステム・ネットワーク」の設立に取り組み、地球温暖化対策を進めます。「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を制定します。

府と共同で衛星通信系防災情報システムを整備し、防災対策の推進を図ります。

火災予防で、一般住宅用火災警報器設置にむけた普及啓発を図ります。



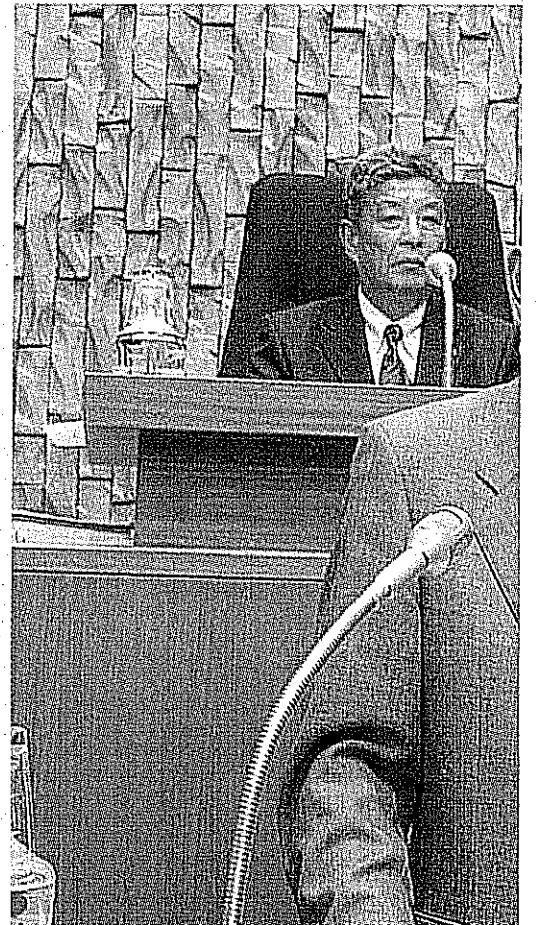
環境に配慮した安心安全な生活都市を目指します

主な施策・事業	コミュニティ施設整備の補助(継続・1400万円)
	自治会活動保険加入料の助成(新規・170万円)
	国民保護計画の策定(新規・340万円)
	美しいまちづくりに関する条例の制定(新規)
	環境ファミリーチャレンジ事業(新規・30万円)
	消防機械器具の整備(継続・1290万円)
	衛星通信系防災情報システムの整備(新規・1870万円)

2月23日に開会した平成18年八幡の市政運営の基本的な考え方と主な牟礼市長は、「人にやさしい、我々5つの基本施策を説明しました。

その主な内容を紹介します。施政//www.city.yawata.k
ください。

平成18年度は、市の将来を考える上で大変重要な、第4次八幡市総合計画を策定します。この計画は、今後10年間のまちづくりの指針となるもので、本市がめざす将来の都市像を明らかにし、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくためのものです。



市政運営の基本的な考え方を説明

たいこ橋さざなみフェスト
実行委員会 鷹野雅生さん

放生川を生命育む潤いと
安らぎの水辺にしたい

まちを活性化したいと夏に、放生川沿いのさざなみ公園で交流イベント「たいこ橋さざなみフェスト」を開いています。

イベント開催を通じて放生川の汚れが気になりました。そこで川のクリーン活動にも取り組んでいます。

昨年10月には府や市と事業協働協定を結び、清掃用具などの提供も受けられるようになりました。今では川の中の放置ゴミのほとんどを取り除きましたよ。

次は、清水が流れるようにして、魚



鷹野 雅生さん

イベント

▶市民ふれあいウォーキング —稲荷山から將軍塚(家族向け)—

日 時 4月22日(土)※雨天中止
午前9時～午後4時
コース 京阪伏見稲荷駅集合～稲荷山～清水山頂公園～將軍塚～円山公園
※標準歩行時間 約4時間、標準歩行距離 約9.6km
対 象 市内在住・在勤の方およびその家族
定 員 100人(先着順)
参加費 1人300円(当日徴収、保険代等、ほかは参加者負担)
持ち物 歩きやすい服装とトレッキングシューズ(または歩きやすいもの)・手袋・雨具・タオル・水筒・帽子
申し込み・問い合わせ 4月10日(月)までに電話で社会教育課へ
※当日は現地集合、現地解散です。
※参加者へは後日、ハガキで通知します。

松花堂ふれあい市

○日 時 毎週土曜日
午前9時～11時
○場 所 松花堂美術館

流れ橋ふれあい市

○日 時 毎週日曜日
午前10時～正午
○場 所 やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」
※売り切れの際は、ご容赦ください。
問い合わせ 農政課

▶八幡市少年少女合唱団第27回定期 発表会

日 時 4月16日(日)
午後1時30分～4時30分
場 所 文化センター 小ホール
内 容 【第1部】合唱「七つの子」「浜辺の歌」ほか、ジブリ作品より「となりのトトロ」「君をのせて」ほか
【第2部】ミュージカル「ヘンゼルとグレーテル」
※入場無料です。
団員募集 小学1～6年生が対象。毎週日曜日の午前9時30分～正午に男山公民館で練習があります。詳しくは社会教育課まで。
問い合わせ 社会教育課

国民年金からのお知らせ

平成18年度学生納付特例申請を受付

日本に住んでいる20歳以上の人はずべて、国民年金に加入することになっています。しかし、一般的に学生は収入が少なく、保険料を自分で納めることが困難だと思われます。「学生納付特例制度」は、20歳以上の大学・高校・専門学校などの学生(対象外学校あり)で、学生本人の所得が一定の金額以下である場合(※)、申請して承認されれば、国民年金の保険料の支払いが猶予される制度です。

承認を受けると、その期間は老齢基礎年

金を受けるために必要な年数(25年)に含まれます。ただし、年金の金額には反映されませんので、将来受け取る年金額を増やすには、学生納付特例が承認された期間の保険料を、10年以内に納付する必要があります。

承認期間は、申請した前の月からその年度末までになりますので、毎年手続きが必要です。学生証・年金手帳・印鑑を持参のうえ、市役所で申請してください。なお、平成18年度の一般免除申請の受付は、7月から始まります。

※扶養がない場合、年間所得額118万円以下。扶養者がいる場合は、その人数によって制限は変わります。

問い合わせ 国保年金課、京都南社会保険事務所(☎643-3541)

市政情報

▶飼い犬の登録・狂犬病予防注射

飼い主の方は狂犬病予防のため、必ず毎年1回、愛犬に予防注射を受けさせてください。
日時・場所
4月13日(木) 午後1時30分～2時15分
＝美濃山幸水集会所
午後2時40分～3時10分
＝美濃山グリーンタウン集会所
4月14日(金) 午後1時30分～1時50分
＝長町南集会所
午後2時15分～3時10分
＝橋本公民館
4月17日(月) 午後1時30分～2時15分
＝上区集荷場
午後2時40分～3時10分
＝市民体育館駐車場
午後3時30分～4時15分
＝内里南集荷場

対 象 生後91日以上の犬。
※重い病気の犬、狂犬病予防ワクチンやその他のワクチン注射により異常な副反応を示した犬は注射できません。1年以内にてんかんの発作を示した犬は注射前に獣医に相談してください。

手数料 注射のみ＝3,200円(登録していない場合は別途3,000円が必要)

※生活保護受給者は登録手数料が免除されます。生活保護受給者証明書を持参ください。

申し込み 予防注射当日に飼い主の住所、氏名、犬の名前などをメモに書いて受付に渡し、獣医の問診に答えてください。

その他 集合注射が行われない地域にお住まいの方は下記の動物病院を利用してください。料金は同じです。

- ◆中野動物病院(八幡軸42-31、☎983-2134)
- ◆男山動物病院(男山京13-21、☎982-7487)
- ◆やわた動物病院(八幡高畑2-1、☎983-1445)
- ◆赤井動物病院(橋本向山1-4、☎972-2500)
- ◆ベル動物病院(男山長沢14-3、☎982-8192)

【飼い主のみなさんへお願い】

犬の散歩時は首輪や引き綱を必ずつけて、フンの後始末はきちんとしてください。

問い合わせ 環境保全課

平成18年 春の交通安全運動

4月6日(木)～15日(土)

「京の春

笑顔とマナーで

事故防止」

桜咲く春。市内のおすすめの桜の名所をお聞きました。

あなたも一言

西山足立 ^{すぎまん} 杉 万 ^{しげみ} 滋美さん



市内では淀川沿いもいいですが、八幡さんもおすすめです。しだれ桜がきれいに手入れされていてとてもきれいですよ。八幡さんではベンチがあるので座ってお弁当もゆっくり食べられます。柵もちゃんと整備されているので子どもさんも安心して遊ばせてあげられると思います。

橋本北浄土ヶ原 竹歳 薫 さん ^{ひろみ} 拓実ちゃん



八幡高校の東側フェンスの外が斜面になっていて、私が子どもの頃、桜の苗木が植えられました。2年前くらいに通るかかったら、桜が立派な大木に生長していて、満開でとてもきれいでした。大人になったことの月日の流れを感じました。今もちゃんと残っているかなあ。

八幡岸本 藤本 直司さん



戸津道の途中の大谷川沿いに10年前くらいに桜が植えられ、ここ数年、きれいに花をつけています。のどかな田園の中に空とともに水面に映る桜の花がとてもきれいです。晴れた日の夕月が出るころがおすすめの時間帯です。1人で静かに見ることができます。

今月のテーマ 私のおすすめの桜の名所

▶住民基本台帳カードの発行業務等の停止について

4月3日(月)～7日(金)の期間中、住民基本台帳ネットワーク機器の入れ替え作業のため、以下のサービス業務ができません。あらかじめご了承ください。

- ◆住民基本台帳カードの発行
- ◆公的個人認証サービスの電子証明書の交付およびカード記録
- ◆広域交付住民票の交付
- ◆住民基本台帳ネットワークを利用した本人確認

また、他の市町村からの広域交付住民票の請求や住民基本台帳カードを利用した付記転入および付記転出業務もできませんので、ご注意ください。

問い合わせ 市民課

▶浄化槽の廃止届が義務付けられました

浄化槽法の改正により、平成18年2月から浄化槽の使用を廃止した時は、30日以内に市へ浄化槽の廃止届を提出することが義務付けられました。

また、適正な維持管理を確保するため、浄化槽管理者への指導監督権限が強化されるとともに、罰則も定められ、指定検査機関(※)が行う法定検査を、必ず受けることとされています。

※八幡市内に設置されている浄化槽の指定検査機関は(社)京都保健衛生協会(☎681-1727)です。

問い合わせ 環境事務所

情報

ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)へ

市の主催・共催・後援のみです

スポーツ

▶第30回市長杯争奪家庭婦人バレーボール大会

日時 5月7日(日)
午前9時30分～午後5時30分
場所 市民体育館
対象 市内在住・在勤者で家庭婦人のチーム
参加費 1チーム3,000円
試合方法 トーナメント制(9人制)
申し込み ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、4月14日(金)必着で、〒614-8501 市役所社会教育課へ
問い合わせ 市家庭婦人バレーボール連盟 大谷(☎981-1072)

▶第12回春季YAWATAフレンドリーテニス大会

日時 5月11日(木) 午前9時～3時
場所 市民スポーツ公園テニスコート
対象 市内在住・在勤の方、市テニス協会会員
定員 36人(申し込み多数の場合は抽選)
参加費 協会会員＝500円、非会員＝700円
試合方法 チーム対抗リーグ戦
申し込み ハガキに住所、氏名、電話番号、所属チーム名を記入し、4月27日(木)必着で、〒614-8501 市役所社会教育課へ
問い合わせ 市テニス協会 白井(☎971-1164)

▶第29回市長杯争奪テニス大会

日時 5月14日(日) 午前9時～午後5時
＝一般男子ダブルス、壮年男子ダブルス
5月21日(日) 午前9時～午後5時
＝一般男子シングルス、一般女子ダブルス
5月28日(日) 正午～午後5時
＝男女初級ダブルス、男女中級ダブルス
場所 市民スポーツ公園テニスコート
対象 市内在住・在勤の方、市テニス協会会員
参加費 【ダブルス】協会会員＝1組3,000円
非会員＝1組3,600円
【シングルス】協会会員＝1人2,000円
非会員＝1人2,300円
試合方法 1セットマッチ(6-6タイブレーク)、コンソレーション(ノーアド6ゲーム先取)
申し込み ①協会会員は4月29日(土・祝)の抽選会時に参加費を添えて申し込む。②非会員はハガキに参加種目、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、4月27日(木)必着で、〒614-8501 市役所社会教育課へ。参加費は、京都銀行男山支店 普通N.O. 681874 八幡市テニス協会 松田美樹へ振り込む。
問い合わせ 市テニス協会 越智(☎971-1934、FAX072-821-0134※FAXの場合は「越智宛」と記入)

募 集

平成18年度
スポーツ少年団の団員募集

- ◆サッカー＝小・中学生の男女＝藤義彦(☎983-8499)、森本雅実(☎982-1482)
 - ◆少年野球＝小学生の男女＝藤原邦男(☎981-5162)、種田満夫(☎982-4355)
 - ◆ソフトテニス＝小・中学生の男女(新規募集は小学生のみ)＝松本益千嘉(☎982-0967)、中村睦子(☎983-4237)
 - ◆柔道＝小・中学生の男女(幼児も可)＝鷹野晃三(☎972-3355)、長村啓史(☎981-1105)
 - ◆空手道＝小・中学生の男女＝森政雄(☎981-9191)、久貝久雄(☎981-2138)、坂尾敬士(☎982-8938)、富田明男(☎982-7305)
 - ◆八幡バトン＝小・中・高校生の男女(幼児も可)＝北谷舞子(☎982-6880)
 - ◆少林寺拳法＝小学校1年生からの男女＝八木克之(☎090-1442-7697)
 - ◆リトルシニア(硬式野球)＝小学6年生～中学3年生の男女＝松崎孝二(☎982-7870)
 - ◆剣道＝小・中学生の男女＝青木正宏(☎983-5295)＝小・中学生の男女(幼児も可)＝日高伸二(☎981-3249)
 - ◆レスリング＝小・中学生の男女＝浅井努(☎981-3508)
- 問い合わせ 社会教育課

▶シルバー人材センターパソコン教室

日時 毎週(月・火・木・金・土)
・午前コース(午前9時30分～正午)
・午後コース(午後1時30分～4時)
※上記の曜日、時間以外の相談も受け付けます。
場所 シルバー人材センター
コース内容
①パソコン入門と文書作成初級(ワード)
②文書作成中級(ワード)
③インターネット
④表計算入門(エクセル)
⑤画像処理(デジカメ写真の加工ほか)
※特別コースは「ワードで美しい表を作ろう」。
受講料 1回2,400円 ※テキスト代300円
申し込み・問い合わせ 同事務局(☎983-0822)

子どもわくわく教室参加者募集

【文化教室】※各全11回開催。
茶道、華道(小・中学生)
【スポーツ教室】※各全15回開催。
小学生陸上競技、小学生ミニバスケットボール(小学4～6年生)、少年サッカー(小学生)、ジュニアレスリング(小・中学生)
※市内在住の方が対象です。
申し込み 往復ハガキに教室名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、学校名、学年、電話番号を記入して、4月21日(金)必着で＝ジュニアレスリングのみ5月12日(金)まで受け付け＝〒614-8501 市役所社会教育課へ。なお、文化教室の方は文化振興係あて、スポーツ教室の方はスポーツ振興係あてに送ってください。
※応募多数の場合、抽選となります。
※日時、場所など詳細は社会教育課へ問い合わせてください。
問い合わせ 社会教育課

▶南ヶ丘隣保館人権学習総合講座に参加しませんか

南ヶ丘隣保館では下記の講座を開きます。

- 【書道講座】毎月第1・3金曜日(5～10月) 午後7時～9時
 - 【手芸講座】毎月第1・3火曜日(5～10月) 午後7時～9時
 - 【スポーツ講座(バレーボール)】 毎週水・土曜日(5月～平成19年3月)午後7時～9時
- ※場所は男山中学校体育館になります。
【パン作り講座】毎月第2火曜日(5月～平成19年3月)午前10時～正午
【パソコン講座】※詳しい日程は南ヶ丘隣保館におたずねください(5～9月)。 午後7時～9時
【コリア文化講座】毎月金曜日※月3回です。(5月～平成19年3月) 午後7時～9時
【くらしのヒント講座】※詳しい日程は南ヶ丘隣保館におたずねください(年6回)。 時間は内容により変わります。

申し込み 4月6日(木)～14日(金)の期間中に南ヶ丘・都隣保館および各公民館に備え付けの申込用紙で申し込んでください。電話での申し込みは受け付けていません。

問い合わせ 南ヶ丘隣保館(☎981-3127)

▶手話教室参加者募集

【入門講座】
対象 初めて手話を学ぶ方
日時 5月11日(木)～9月7日(木) 午後7時～9時
※毎週木曜日、全18回
場所 福祉商工会館 会議室
受講料 無料(ただし、テキスト代1,200円が必要)
【基礎講座】
対象 入門講座修了者または手話で簡単な自己紹介ができる方
日時 5月12日(金)～9月29日(金) 午後1時30分～3時30分
※毎週金曜日、全21回
場所 文化センター 講習室1
受講料 無料(ただし、テキスト代1,470円が必要)
申し込み(入門・基礎とも) 往復ハガキに希望講座名、住所、氏名(ふりがな)、連絡先(電話・ファックス)、手話学習経験を記入して、4月25日(火)必着で〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2 京都市聴覚言語障害センター地域福祉部養成研修係へ。
問い合わせ 同センター (☎841-8337、FAX841-8312)

▶初心者のための篆刻講座

日時 5～10月の期間中、第2・4火曜日 午前10時～正午(全12回)
場所 市民交流センター
内容 篆刻の基本、姓名印・雅印と篆刻作品について学びます。
参加費 月2,000円(材料費、教材費含む)
定員 15人(先着順)
持ち物 印刀、すずり、墨、小筆、不用歯ブラシ、携帯用鏡、鉛筆
※用具が必要な方は初回時に申し出てください。貸し出しします。
申し込み ハガキに講座名、住所、氏名、電話番号を記入し、4月28日(金)必着で〒614-8022 八幡市八幡東浦5 市民交流センター内市文化協会へ
問い合わせ 市文化協会 宮本(☎982-4672)

生活情報センターだより

賃貸住宅の入・退去時の注意点



春の引っ越しシーズンと共になくなるのが賃貸契約に伴うトラブルです。

「賃貸マンションを契約し、翌日解約をしたが申込金が返還されない」「アパートを明け渡したが預けた敷金が返ってこない」など、その多くは入居時や退去時に発生しています。

★入居時の注意点

●契約前に、物件を押さえるために申込金を入れることがあります。本来契約が成立していない限り申込金は返金されるものです。ただ、書面を交わしてなくても契約は双方の合意(家主の承諾)で成立するので申込時にはその点をよく確認しましょう。

●契約前に重要事項説明書もらい、家賃や敷金などの契約条件や退去時の負担についても十分確認しましょう。

●契約書には、通常貸主が負担すべきものが、特約として借主の負担となっていることもある

ので注意しましょう。

●借りる物件は環境や間取りなど自分の目で必ず確認しましょう。

●十分説明を求め、納得いかない条件では契約しないでおきましょう。

★退去時の注意点

●借主は、借りた物件に対する善管注意義務があり、退去時には元の状態に戻す義務(原状回復義務)もあります。しかし、これは必ずしも完全に借りた時の状態に戻すことではありません。借主の不注意で汚したものと傷をつけたものの負担をいうものであり、通常使用による経年劣化や自然損耗分は含まれていません。

●トラブル防止のために証拠として入居時や退去時には室内の状況を写真に撮っておくことも大切でしょう。詳細はセンターにご相談ください。

◆問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

短 信

▶シニアドライバースクラブ参加者募集

日 程 4月23日(日)～(年間全5回)
場 所 山城田辺自動車学校(京田辺市普賢寺中島4-9)ほか

対 象 市内在住の60歳以上の方・普通免許資格を持っている方・常に運転されている方・年間3回以上受講できる方、の以上の条件をすべて満たす方。

内 容 シニアの方を対象に実技を主とする安全講習を実施します。

※参加無料です。

定 員 20人(応募多数の場合は抽選)
申し込み ハガキに住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号を記入して、4月12日(水)必着で、〒614-8071 八幡市八幡五反田37-8 八幡警察署交通指導係へ。

問い合わせ 八幡警察署交通指導係(☎981-0110)

▶2006女性セミナー

日 程 4月25日(火)～平成19年3月20日(火)全11回

場 所 男山公民館ほか
内 容 古典や古代史を学びながら、その当時の女性たちの実像を探り、私たちの生き方につなげていきます。

参加費 全回申し込み5,000円
各回申し込み700円

申し込み・問い合わせ 同実行委員会 石原(☎・FAX 982-0504、Eメール jyishihara@gamma.ocn.ne.jp)

※当日会場での申し込みもできます。

▶平成18年度自衛官等募集

募集種目 幹部候補生(一般・技術・歯科・薬剤)
※資格、試験日など詳しくは自衛隊宇治募集事務所まで。

受付期間 4月1日(土)～5月12日(金)
申し込み・問い合わせ 自衛隊宇治募集事務所(宇治市広野町西裏100-30 コメビル2階、☎0774-44-7139)

▶事業主の方へ

平成18年度労働保険年度更新について

労働保険料の申告納付は、4月1日～5月22日の期間中にお願います。

※土日祝日は除きます。

問い合わせ 京都労働局労働保険徴収課(〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451、☎241-3213、FAX 241-3233)

▶裁判員制度が平成21年5月までにスタートします

裁判員制度は、国民が刑事裁判の裁判員として参加する制度です。裁判員は選挙人名簿をもとに、事件ごとに選ばれます。裁判官と一緒に有罪・無罪、刑の内容を決めます。詳しくは、京都地方検察庁へ問い合わせください。なお、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)でも詳細を見ることができます。

問い合わせ 京都地方検察庁企画調査課(☎・FAX 441-9211)

生 活

▶食用廃油の回収日程表

問い合わせ 環境事務所

日程	回収場所
12日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、南ヶ丘隣保館、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福緑谷114・166番地
14日(金)	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※前日に18ℓポリ容器を設置し、回収日に持ち帰りますので、回収日の午前8時までに出示してください。

▶し尿収集日程のお知らせ

問い合わせ 城南衛管(☎631-5171)

4月の収集日	収 集 地 域
17日(月)	川口高原
19日(水)	橋本、科手、土井、高坊、大谷、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森
20日(木)	御馬所、城ノ内、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、双栗、三ノ甲、香田、河原崎、五反田、平谷、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、松原、広門、植松、女郎花、高畑、神原、三反長、舞台、吉原、渡ル瀬、盛戸、柿木垣内、小松、森垣内、名残、源氏垣外、川口(高原を除く)
21日(金)	清水井、式部谷、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、月夜田、久保田、中ノ山、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福緑谷、枚方バイパス沿両側、下奈良、二階堂、戸津、長町、樋ノ口、沢
3日(月) 24日(月)	南山、蜻蛉尻、内里新田、内里、美濃山
4日(火) 25日(火)	里上津屋、浜上津屋、野尻、岩田、上奈良

▶不用品情報(3月24日現在)

★ゆずります

【楽器】エレクトーン(15,000円)【乗り物】女性用27インチ自転車(5,000円)【電気製品】ワープロ(3,000円・5,000円)▽布団乾燥機(1,000円)▽フットマッサージ機(1,000円)▽マッサージ機(5,000円)【家具類】スライド式本棚(2,000円)【ベビー用品】メリーゴーランド(無料)▽B型ベビーカー(2,000円)▽プレイジム(無料)▽チャイルドシート(無料)▽ジュニアシート(無料)【その他】タイヤチェーン(無料)

★ゆずってください

【楽器】三味線【電気製品】布団乾燥機▽掃除機▽洗濯機▽パソコン

問い合わせ 生活情報センター(☎983-8400)

▶飼えない犬・猫の引き取り日

飼えない犬・猫の引き取り日は毎週火曜日です。時間は午前8時30分～9時30分、場所は市役所環境保全課です。

問い合わせ 環境保全課

○今月の新着図書紹介○

【児童図書】

「ホームランを打ったことのない君に」

長谷川 集平/作

ぼくは、少年野球のチームに入っている。もっとバッティングがうまくなりたいし、ホームランも打ってみたい。なのに……。そんなぼくに、仙ちゃんは言った。

「始める前からあきらめるのかい。夢見るだけにしとくのかい。」

そうだよ。ぼくいつかホームランを打つよ!

でも、その前にまずヒットだね!

小学中級から



【成人図書】

シャイロックの子供たち 池井戸 潤
てのひらの迷路 石田 衣良
the TEAM 井上 夢人
やがての螢 一京都市井図絵一 澤田 ふじ子
お狂言師歌吉うきよ暦 杉本 章子
イノチガケ 一安吾探偵控一 野崎 六助
山本周五郎中短篇秀作選集 全5巻 山本 周五郎

いまを生きるから 五木 寛之
何のために生きるのか 五木 寛之・稲盛 和夫

愛し続けるのは無理である。 内館 牧子
不屈者 後藤 正治
自動車と私 カール・ベンツ自伝

カール・ベンツ

森永卓郎の庶・民・株! 森永 卓郎
不登校という生き方 奥地 圭子
永遠のなかに生きる 柳澤 桂子
ボビー流 一バレンティン監督の生き方・考え方 一 ボビー・バレンティン

▶図書館の休館日

図書館は毎週月曜日、27日(木・館内整理日)、29日(土・祝)は休館します。

◆八幡市民図書館/☎982-7322

◆男山市民図書館/☎982-4123

▶自動車文庫の巡回日程表

大雨注意報・警報発令時は運休

巡回地区(駐車場所)	日	時間
八幡小松(南ヶ丘保育園)	14日(金)	14:00～
欽明台東(欽明つつじ公園)		14:50～
内里(有都小学校)		15:40～
川口(まつむし児童公園)		16:20～
下奈良今里(都隣保館)	19日(水)	14:10～
美濃山御幸(みゆき南公園)		15:00～
美濃山出島(農協集荷場)		15:40～
岩田岩ノ前(石田神社御旅所)		16:20～
岩田松原(巽龍夫さん宅前)	21日(金)	14:10～
八幡山田(しのめ公園)		15:00～
美濃山幸水(幸水集会所)		15:40～
八幡樋ノ口(今井工作所前)		16:30～
男山笹谷(わかたけ保育園)	5月26日(水)	14:10～
橋本意足(あらかし公園)		15:00～
橋本西山本(橋本橋東側)		15:40～
西山足立(橋本児童センター)		16:20～
内里(有都福祉交流センター)	7月28日(金)	14:00～
上津屋里垣内(地区センター)		14:40～
八幡長町・北(シンエイ化学内)		15:30～
橋本栗ヶ谷(メロディハイム前)		16:20～
八幡軸(南ヶ丘児童センター)	12日(水)	14:00～
橋本塩釜(島岡歯科医院前)		14:40～
上津屋浜垣内(御旅所)		15:30～
八幡長町・南(児童遊園)		16:20～

30分間停車します

ご存じですか? 困った時はご相談ください

市や府などでは皆さんのさまざまな相談に対して窓口を開設しています。どうぞお気軽にご相談ください。市役所へは代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。市役所以外の窓口へは記載の電話番号からお問い合わせください。

◆弁護士相談 市民自治・安全課

【電話予約制先着順、定員になり次第締切】
京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。
※時間はいずれも午後1時15分～4時
4日(火)＜予約は3月28日～＞
市役所1階会議室(北玄関西)
18日(火)＜予約は11日～＞
生活情報センター
5月2日(火)＜予約は25日～＞
市役所1階会議室(北玄関西)
※電話予約の受け付けは、午前9時から、生活情報センター(☎983-8400)で行います。

◆弁護士による府民無料法律相談

府庁内府民相談室
(☎414-4235・4236)

府民相談室(毎週火曜日)、府田辺総合庁舎(毎月第3月曜日、☎0774-62-0173)で時間はいずれも午後1時30分～4時30分。電話予約は相談日の前日(土日祝日除く)の午前9時から各相談場所です。先着順に受け付けます。

◆法律相談(有料)

南部法律相談センター
(☎231-2378)

京都弁護士会が主催。毎週木曜日の午後1時～5時に南部法律相談センター京田辺相談所で行っています(1回5,250円、消費税込み)。電話予約は月曜～金曜日(祝日除く)の午前9時～午後5時に京都弁護士会(☎231-2378)へ。

◆行政相談

市民自治・安全課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望などを総務省から委嘱を受けた行政相談員が相談に応じます。
10日(月)・25日(火)午後1時～4時
市役所1階会議室(北玄関西)

◆人権相談

人権同和啓発課

人権の侵害や差別、いやがらせなど、人権に関わる相談を人権擁護委員が応じます。
10日(月)・24日(月)午後1時～4時
文化センター2階会議室1
※京都地方法務局宇治支局(☎0774-24-4122)でも人権に関する相談に応じています。

◆年金相談

国保年金課

受給年金額に関することや年金の請求について、社会保険事務所職員が相談に応じます。
25日(火)午後2時～4時
文化センター2階会議室1

◆ねんきんダイヤル

京都南社会保険事務所
(☎643-3541)

電話での問い合わせです。年金請求に関する相談は(☎0570-05-1165)へ、年金を受けている方の相談は(☎0570-07-1165)へお電話ください。相談時間は午前8時30分～午後5時。土日祝日は休みです。

◆障害児者相談

社会福祉課

障害のある方やその家族からの相談に応じます。
4日(火)午後1時～3時 市福祉センター

◆身体障害者相談

府身体障害者更生相談所
(☎0774-55-4119・FAX0774-55-4974)

身体に障害のある方に対して来所相談を開いています。整形外科は毎週水曜日の午後2時～4時、耳鼻科は毎月第4水曜日の午後1時～3時です。祝日等、休みになる日もありますので、事前に確認の上、来所ください。

◆家庭児童相談室

児童福祉課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。
月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時
市役所児童福祉課内

◆児童虐待の通告について

児童福祉課

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時
※緊急時は土日祝日、夜間の対応を行います。
※府宇治児童相談所(☎0774-44-4026)でも対応します。

◆母子父子家庭相談

児童福祉課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。
月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時
市役所児童福祉課

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター(☎983-2000)

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。
【常設相談】
月曜～金曜日 午前9時～午後4時
福祉商工会館内社会福祉協議会
【出張相談】
11日(火)午後1時30分～4時 八寿園

◆女性相談

人権同和啓発課

パートナーからの暴力、つきまとい、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。
月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時
市役所人権同和啓発課
※女性の悩みに関する相談は府女性総合センター(☎692-3437、FAX692-3436)でも電話と面接相談を行っています。電話で事前に予約してください。職場でのセクハラや男女の異なる取り扱い、育児・介護休業等に関する相談は京都労働局雇用均等室(☎241-0504)で応じます。配偶者等からの暴力に関する相談は、府配偶者暴力相談支援センター(☎441-7590)、DVサポートライン(府女性総合センター、☎692-3228、FAX692-3436)で応じます。

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護に関する相談やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報提供を行います。
月曜～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時
地域包括支援センター(市役所高齢介護課内)

放生会に架けられた神幸橋

男山山麓の二の鳥居をくぐり、約100メートルほど行くと、山側の岩壁が深く削られて細い谷となり、谷水が流れているところに出る。この谷筋を「袂谷(はらいだに)」といい、ここに架かる石橋が「神幸橋」だ。

長さは約2.8メートル、幅は約3メートル。江戸時代、

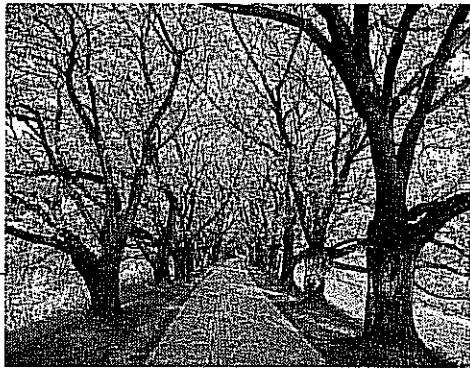
石清水放生会が催される前後の数日間のみ、木橋を架けて神が渡られるようにした橋で、当時、参詣者は二の鳥居をくぐらずに、山裾にあった長福寺の門前を通り、「相槌稲荷社」横にある登り口から上っていた。『男山考古録』によると、「普段は神幸橋が架かっていないのに、参詣者が二の鳥居をくぐって山上に参ろうとして袂谷に落ち、怪我をする人が時々あったので、明和年間(1764～1772)に紺座町に住む石清水社士、小寺壽庵らが相談して石橋を架けようと申し出た。しかし、平谷町の旅館や茶店を構えていた商人たちから、橋ができると二の鳥居をくぐって参詣するから商売に難波すると反対があった」という。



ふらふら 日ノ街道をゆく

<13>

※皆さんの作品で、広報やわたの紙面を飾ってみたいませんか。応募作品の一部をこのコーナーで紹介いたします。作品は俳句、川柳、短歌、イラスト、写真、詩など(写真、イラストに関しては、1000字程度で説明を添えてください)。一人1作まで。毎月5日までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、〒614-8550 市役所秘書課「作品」係へ送ってください。



市民ギャラリー

【短歌】
春埃立ちて一瞬天地の試練に怯む彼岸会(ころ) 横矢 政久(八幡清水井)
伝承の雛壇あおき白酒をめぐる機日時(はずめ) 今村 和子(岩田竹綱)

【俳句】
朝ぼりや匂の香はなら顔を出す 大崎 金彦(橋本栗ヶ谷)

若狭より吹雪の報と寒餅と 品川 正次(八幡舞台)

【写真】
桜の遊歩道 山崎 雅克(橋本栗ヶ谷)

毎年3月末から4月初めにかけて、御幸橋横の背割で桜祭りの催しがあります。土手の左右に桜の木のトンネルが成り、約1500メートルぐらいいきれいに並べて植えられ満開時にはとても鮮やかで心がなごみます。私はこの道を通るのをとても楽しみにしています。

子育て すくすく

子育て相談

子育てについて悩んでいること、困っていることなど、気軽に相談してください。

月曜～金曜日(祝日除く) 午後1時～5時
※あいあいポケット、そよかぜの両方で受け付けています。

あそびの広場

今年度から3カ所で開きます。

美濃山あそびの広場

対象 1歳半位～就学前児の親子
内容 お子さん同士やお母さん同士の交流、育児相談など。今月は「親子ふれあい遊びをしよう」です。

日時 26日(水)午前10時～11時30分
場所 美濃山コミュニティセンター
申し込み 事前に第二子育て支援センター「そよかぜ」に電話してください。
竹園あそびの広場、橋本あそびの広場は5月から実施します。

お話の出前

年間10回、市内のあちこちにお話をもって出かけます。申し込み不要。就学前のお子さん・お孫さんとお越しください。

日時 14日(金)午前10時30分～11時30分
場所 橋本児童センター
内容 午前10時30分～ 手遊び、大型絵本
午前11時～ 砂遊びなど

※子育て相談も行っています。
※育児サークルの相談にも応じます。お話の出前の依頼、遊具の貸し出しなど気軽に相談してください。

子育て支援センター あいあいポケット

(八幡園内92-1
みその保育園内/☎983-8747)

申し込み
問い合わせ

第二子育て支援センター そよかぜ

(八幡三反長10
南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

おしゃべり サロン

パートⅠ

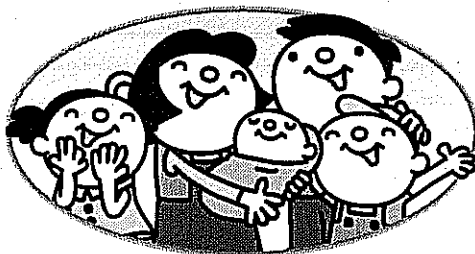
対象 2カ月～6カ月児位の親子
内容 子育ては長い道のりです。ひとりで歩いていると疲れがたまります。そんな時、赤ちゃんを連れて来てください。あんなこと、こんなこと、参加された方やスタッフと気軽にしゃべりませんか。

日時・場所
19日(水) あいあいポケット
25日(火) そよかぜ
時間はいずれも午前10時～11時15分です。
申し込み 事前に開催場所に電話してください。両方参加することもできます。

パートⅡ

対象 6カ月位～就学前児の親子
内容 いろいろな遊びを楽しんだり、自由におしゃべりしたり、お散歩に出かけたり等、計画しています。

日時・場所
18日(火) そよかぜ
20日(木) あいあいポケット
27日(木) あいあいポケット(砂場にて)
時間はいずれも午前10時～11時30分です。
申し込み 事前に開催場所に電話してください。何回でも参加することができます。
※先月までの「あいあいポケットあそびの広場A・B組」と「そよかぜあそびの広場」は今月から「おしゃべりサロンパートⅡ」として2つの支援センターで開きます。利用できる回数を増やしていきますので、何回でも利用してください。



赤ちゃんの広場

妊娠中の方や1歳半位までの赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びを楽しみましょう。5月より市内11カ所で開きます。

【くすのき保育園、みその保育園、有都保育園、わかたけ保育園、南ヶ丘保育園、南ヶ丘第二保育園、みやこ保育園、竹園児童センター、橋本児童センター、美濃山コミュニティセンター、美濃山グリーンタウン集会所】

●保育園の開放日

山鳩保育園(☎981-0982) ……19日(水)
※時間は午前10時～11時30分です。
※申し込み不要。雨天決行。直接、園にお越しください。
※内容など詳しくは園におたずねください。
※子育て相談も行っています。

●幼稚園の開放日

なるみ幼稚園(☎982-3368)
……26日(水) 午前10時30分～正午
※申し込み不要。直接、園にお越しください。
※内容など詳しくは園におたずねください。

お知らせ

▶寝具・布団乾燥サービスを実施します

対象 おおむね65歳以上の高齢者や障害者の方で、自分自身(家族を含む)では、寝具の乾燥や丸洗いをすることができない方

実施回数
【乾燥サービス】
年4回＝4、6、10月、平成19年2月
【丸洗いサービス】
年2回＝8、12月

利用料 乾燥サービス＝1組300円(1組3枚まで)
丸洗いサービス＝1枚200円(1回2枚まで)

申し込み 各サービスが行われる月の10日までに、市役所高齢介護課あるいは社会福祉協議会(☎983-4450、FAX 983-5798)へ

問い合わせ 高齢介護課、社会福祉協議会

▶不妊治療の費用を一部助成します

市は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。

対象 市内に居住し、かつ京都府内市町村に1年以上住所を有する夫婦で各種医療保険に加入している方

対象となる治療 不妊治療のうち保険適用の治療

※府外の医療機関での治療も対象

助成金額 保険診療に係る被保険者自己負担額の2分の1

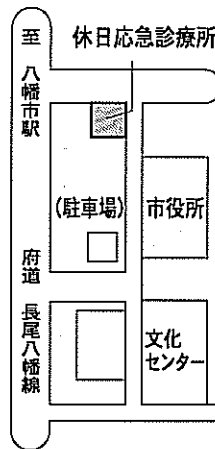
※1年度1人当たり3万円を限度

申請に必要な書類

- ①不妊治療助成金交付申請書
- ②不妊治療医療機関等証明書
- ③不妊治療助成金交付請求書

申請 診療日から起算して1年以内に上記①～③の書類を市役所健康推進課へ郵送または持参ください。

※申請用紙は健康推進課にあります。



☆ 休日
診療所
応急

(☎983-3001)

診療日 日曜日・祝日・年末年始
場所 八幡園内73-3(市役所北側)
診療科目 内科・小児科、歯科
受付時間 午前11時30分～午後5時30分
診療時間 正午～午後6時

保健医療 福祉

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)へ

保 健

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。

◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。

◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。

◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

乳幼児・児童

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶3カ月児健康診査

生後3カ月児が対象。身体測定、内科診察、栄養士による離乳食・栄養相談、保健師が発達面の観察や育児についての相談に応じます。母子健康手帳と「3カ月児健康診査質問票」を持参ください。

日程・対象 4月4日(火)＝平成17年12月1日～12月20日生
4月25日(火)＝平成17年12月21日～平成18年1月10日生

受付時間 午後1時15分～2時15分
※次回は5月19日(金)です。

▶育児健康相談

およそ生後10カ月児が対象。身体測定のほか、保健師が育児についての相談に応じます。生後10カ月児以外にも身体測定や育児相談を行っています。今月は平成17年5月生が10カ月児対象となります。

日程・場所
4月3日(月)◆美濃山コミュニティセンター
4月5日(水)◆男山公民館
4月6日(木)◆男山公民館
4月7日(金)◆橋本公民館
4月11日(火)◆南ヶ丘隣保館
4月12日(水)有都福祉交流センター
4月13日(木)◆母子健康センター
受付時間 午前9時30分～10時30分
※◆印のついている会場では保育士によるふれあい遊びもあります。
※来月は5月8日(月)美濃山コミュニティセンターからです。

▶1歳6カ月児健康診査

1歳6カ月児が対象。身体測定、内科・歯科診察、歯ブラシ指導、保健指導、栄養相談と、手作りおやつを試食を行います。歯ブラシを忘れずに持参してください。今月の対象は平成16年10月1日～10月20日生の幼児です。

日 程 4月14日(金)
受付時間 午後1時～2時
※次回は5月12日(金)です。

▶3歳児健康診査

3歳6カ月児が対象。身体測定、検尿、視力検査、内科・歯科診察と発達面の相談を行います。幼児期最後の総合的な健康診査ですので、お子さんのふだんの様子、体の具合を知っている方と一緒にお願いします。今月の対象は平成14年10月に生まれた幼児です。

日 程 4月18日(火)、19日(水)
受付時間 午後1時～2時
※次回は5月16日(火)、17日(水)です。

▶マタニティスクール

これからお母さん、お父さんになる方が対象。内容は妊娠期の体重管理やバランスの良い食事の簡単な調理法について楽しく学習する「パートⅠ マタニティクッキング」です。エプロン、三角巾、手ふき、母子健康手帳を持参ください。申し込みは開催日前日までに電話で健康推進課へ。

日 時 4月13日(木)
午後1時30分～4時
場 所 文化センター 調理室
※受付は午後1時15分から行います。
※次回のマタニティスクールは5月10日(水)に行います。次回は「パートⅡ 絵本/デンタルケア」です。

予 防 接 種

▶三種混合予防接種

生後3カ月以上～満7歳6カ月未満(接種日基準)の乳幼児に、三種混合予防接種(ジフテリア・百日せき・破傷風)を行います。

日 程 4月6日(木)、20日(木)、27日(木)
受付時間 午後1時20分～2時20分
場 所 母子健康センター

【注】初回接種(三種混合Ⅰ期)は3～8週間までの間隔で、合計で3回接種を受けてください。▼追加接種は初回接種3回終了後1年～1年半までに1回接種を受けてください。▼接種間隔を守りましょう。▼生後3カ月～7歳6カ月未満で百日せきにかかったことのあるお子さんは、任意接種になります。この場合は健康推進課へ早めに相談してください。
※次回は5月18日(木)、25日(木)です。

▶麻しん・風しん混合(MR)予防接種

平成18年4月から麻しん・風しん混合の予防接種になります。

対 象 【1期】生後12カ月～生後24カ月未満(満1歳以上2歳未満)に1回接種

【2期】5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間(平成12年4月2日～平成13年4月1日生)に1回接種

※ただし、麻しん・風しんの予防接種をいずれも受けていない人、あるいは麻しん・風しんのいずれにもかかったことがない人です。

接 種 市発行の「予診票」を市内医療機関(かかりつけ医)に持参して接種を受けてください。市外で接種を希望される場合は接種前に健康推進課に連絡ください。

【平成17年2・3月生の方】4月初めに「予診票」を郵送します。

【平成17年4月生の方】5月初めに「予診票」を郵送します。

【上記以外の対象の方】希望者には「予診票」を発送します。ハガキに①お子さんの氏名②生年月日③保護者名④住所⑤電話番号⑥医療機関名を記入し、市役所健康推進課へ送ってください。

持参するもの 予診票、母子健康手帳、保険証または乳幼児医療証など住所確認ができるもの。

【注】満1歳～2歳未満のお子さんで麻しんまたは風しん予防接種のいずれかのみ接種した、あるいは麻しんや風しんにかかった場合は健康推進課へ早めに相談してください。

▶BCG予防接種

生後6カ月未満の乳児が対象。直接BCG接種を行います。毎月1回実施します。

BCGは早期接種が大切です。他の予防接種よりも優先して接種してください。

日 程 4月10日(月)
受付時間 午後1時20分～2時20分
場 所 母子健康センター

※次回は5月8日(月)です。
※生後6カ月～1歳未満のお子さんで、医学的判断にて接種できなかった場合は早めに健康推進課に相談してください。

▶日本脳炎予防接種について

現在、日本脳炎予防接種については、予防接種法に基づき実施をしておりますが、厚生労働省の通知により平成17年5月30日付けで積極的な勧奨を差し控えています。新しいワクチンでの接種は現在のところ未定です。※蚊が多い地域へ渡航するなどの理由で接種を希望される場合は健康推進課へ相談してください。

高 齢 者 ・ 児 童

▶各種健康相談の開設日

窓 リハビ 相 談	20日(木) 母子健康 センター	40歳～65歳未満が対象です。作業療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます。
窓 健康相 談	20日(木) 母子健康 センター	40歳～65歳未満が対象です。保健師が健康に関する相談に応じます。
高 齢 者 健 康 相 談	20日(木) 南ヶ丘 老人の家	65歳以上が対象です。 血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。
	26日(水) 有都福祉 交流 センター	
	27日(木) 八寿園	

※時間はいずれも午前9時30分～11時。
※窓口リハビリ相談のみ、なるべく事前に健康推進課へ予約願います。

▶骨粗しょう症予防健診

日程・場所
6月19日(月)、22日(木)、23日(金)
＝男山公民館
6月26日(月)、27日(火)、28日(水)、29日(木)
＝母子健康センター

内 容 超音波によるかかとの骨の骨量測定ほか

対 象 18歳以上の女性

定 員 650人(先着順)

申し込み 健康推進課備え付けの申込書またはハガキに①住所②氏名③生年月日④満年齢⑤電話番号⑥希望会場(男山・母子・どちらでも)を記入し、4月21日(金、当日消印有効)までに市役所健康推進課へ持参または郵送で申し込みください。5月末頃に詳しい日時や場所をお知らせします。会場についてはご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。

個性豊かな作品ならぶ

市民の芸術作品を紹介する「八幡市展」が3月19、21日の3日間、市文化センターで開催されました。会場を訪れた人たちは、作品を一つひとつ丁寧に眺めて、鑑賞を楽しんでいました。

市文化協会が主催。市民による個性豊かな文化の創造を目指し、市民文化の育つまちづくりの一環として開催されています。今年で23回目。

会場には、絵画や書、工芸、陶芸、写真の作品が計105点、展示されました。

なかでも陶芸は、個性あふれる作品が並び、訪れた人らの目を引いていました。男山

八幡市展



独創的な陶芸作品の前で足を止め、興味深げに鑑賞する来場者の皆さん(3月19日、文化センター)

陶芸など105点ずらり

雄徳在住の藤平美樹子さんは「奇をてらついても品がある」と感想を述べていました。市展初日の19日には表彰式が行われました。審査員の大隈久美子さんは講評で「作者が色々と乗り越えてきたことが作品に表れている」「芸術は懸命な生活から生まれる。日々を大切に過ごして欲しい」と話していました。

主な入賞者は次のとおりです。(敬称略)

市長賞 菊地寛直(陶芸)
市教育賞 小西利男(写真)
市文化協会賞 西岡千鶴子(絵画)
市民文化事業団理事長賞 小森一恵(書)
▽京都新聞社賞 柏村恭代(書)

差別、偏見許さない

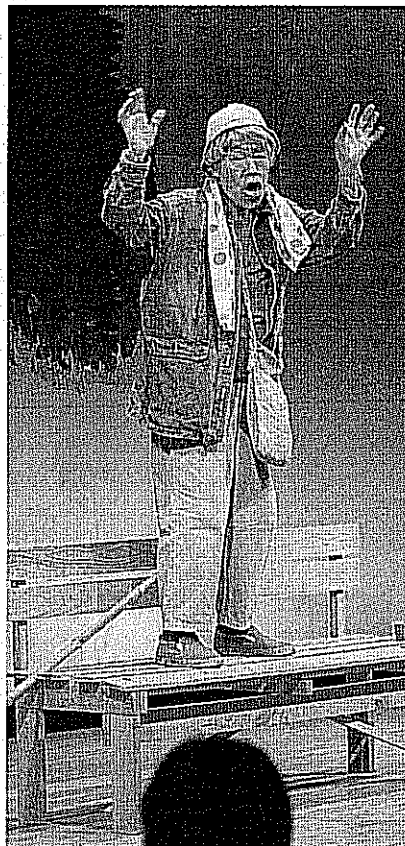
新屋さん「ヒミコ伝説」熱演

人権・同和問題を考える市民講座が3月18日、生涯学習センターで開かれ、女優の新屋英子さんが演じるひとり芝居「ヒミコ伝説」が上演されました。会場には約200人が訪れ、人権問題に対する意識を高めていました。

山城人権啓発協議会が主催。人権が尊重され、温かい心ふれあう社会について考えてもらうのが狙いです。

「ヒミコ伝説」は、底抜けに明るなおばあちゃんの村田ヒミコが、公園のベンチ

で、明治から平成までの波乱万丈の人生を振り返る物語です。



ひとり芝居「ヒミコ伝説」を演じる新屋英子さん(生涯学習センター)

劇の中でヒミコは、幼い頃差別や二度の離婚、その後嫁姑の戦いを、ユーモアを交えながら観客に語りかけていきました。

差別や偏見に負けず、たくましく戦前戦後の混乱を生きぬいたヒミコは最後に、古代日本の倭国の騒乱を治めた卑弥呼に例えて「わてがヒミコなら、みんなもヒミコや」と叫び、誰もが同じ人間であると訴えました。

参加の女性らは「差別を許さない」という信念を強く持たねばと改めて思いました。私も強く美しくありたいと思います」と話していました。

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。

身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書課広報係(0906-1111)までお寄せください。

安全・安心のまちへ 決意新た

今年、発足から10周年を迎えた市自治連合会は3月12日、市文化センターで記念式典を開催しました。同連合会会長の上原嘉昭さんは「住んで良かったと思える地域づくりに向かって着実に歩んでいきたい」と決意を新たに、参加した会員ら約300人が拍手を送りました。

市自治連合会は平成8年に発足。37自治組織から始まり、現在は46組織です。これまでに自主防災隊の組織化やみ袋の完全透明化などに取り組んできました。

式典では、牟礼市長や赤川議長らの祝辞の後、自治活動の功労者6人の表彰と有都、



危険箇所とその理由を記したメモを安全マップに張り付ける児童(八幡第五小)

安全マップ ボリュームアップ

八幡第五小の5年生31人が3月2日、保護者(PTA)が大人の視点でつくった「校区安全マップ」に、児童が子どもの目線で気づいた危険箇所や安全な場所を加えて、マップの内容を充実させました。

完成したマップは校舎1階に張り出され、全児童が登下校の安全に役立てています。

犯罪がおきやすい場所を理解し、自分の力で安全な道を選んで危険回避ができるようになるのが狙い。「いのちの学習」の授業で行われました。

同小の安全マップは今年1月、PTAが校区内を調べ、コンビニなどいざという時に逃げ込める安全な場所を特定しました。

また児童は地図を指しながら「ここは危ない」という時は喫茶店に逃げればよいなど、話しかけていました。同小では「なぜ〇〇は危険なのかその理由を考え、それが被害を防ぐ能力になる」と話しています。

安全な場所や、竹やぶなど見通しが悪く危険な場所などを地図に記入して、全児童宅に配布されました。

授業ではPTA作成の地図を大きく拡大したマップを使い、登校時に4つに分かれた児童が、星型のメモ紙に「〇〇店の通りは薄暗いから危ない」「〇〇公園は出入口が多く小さな子を連れだかいない時は危ない」などと書き込み、マップに張り付けました。

八幡第五小「いのちの学習」